

平成 30 年 1 月 31 日

株主各位

東京都中央区築地五丁目 4 番 18 号
扶 桑 電 通 株 式 会 社
代表取締役社長 児 玉 栄 次

譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、平成 30 年 1 月 18 日開催の当社取締役会決議により、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 4,800 株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当の方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式 1 株につき 金 3,945 円
4. 給付金額の総額	18,936,000 円
5. 現物出資財産の内容及び価額	平成 30 年 1 月 18 日開催の当社取締役会決議に基づき、下記 6. 記載の当社の取締役に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金 18,936,000 円（処分株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 3,945 円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役(※) 5 名 4,800 株 ※監査等委員である取締役および社外取締役を除く。
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	平成 30 年 2 月 16 日

以上